

## 顧問契約内容及び報酬のご案内

当事務所では、原則、顧問契約の形態で報酬を頂いております。

顧問契約の形態は、以下の2種類です。

- ①総合顧問契約（給与計算無し／給与計算あり）
- ②相談顧問契約

総合顧問契約には給与計算業務をセットする事も可能です。また、一時的なニーズに対応するスポット契約、一人親方の労災特別加入などもお受けしております。

### ① 総合顧問契約（アウトソーシング契約）

会社の労務関係について手続きや相談を中心に継続的サービスをおこないます。労務部門をすべてアウトソーシングしたいとお考えの企業様におすすめです。給与計算業務をセットすることも可能です。

#### 「手続き業務」

- 従業員の入社退社に関する書類作成
- 労災に関する書類作成（役員の労災特別加入含む）
- ハローワーク・労基署・協会けんぽ・年金事務所等への提出代行
- 保険料率変更の際の社会保険料のお知らせ

#### 「給与計算業務」

- 給与計算・賞与計算
- 紙またはweb明細選択可能
- インターネットバンキングに対応

#### 「相談業務」

- 労使トラブルの未然防止や対応策の提案
- ハローワーク・労基署・年金事務所等の調査立合い
- 労働・社会保険等の法改正情報の提供

### ② 相談顧問契約（アドバイザー契約）

会社の労務関係について相談を中心に継続的サービスをおこないます。日常手続きは社内に対応できるものの、労働社会保険法令に関する専門家からのアドバイスを希望される企業様におすすめです。

#### 「相談業務」

- 労使トラブルの未然防止や対応策の提案
- 労働・社会保険等の法改正情報の提供

## 顧問契約の報酬目安

従業員人数 (役員・パート含む)	総合顧問契約			相談顧問契約 (手続きなし)
	給与計算なし	給与計算あり	給与計算あり (勤怠集計あり)	
1名～9名	22,000円	33,000円	44,000円	16,500円
10名～19名	33,000円	55,000円	10名～ 対応不可	
20名～29名	44,000円	77,000円		
30名～39名	55,000円	88,000円		33,000円
40名～49名	66,000円	99,000円		
50名～74名	77,000円	左記料金 + 1,100円×人数		44,000円
75名～99名	99,000円			55,000円
100名～149名	132,000円			66,000円
150名～199名	176,000円			88,000円
200名～299名	220,000円		110,000円	
300名～	別途協議とさせていただきます。			

(月額/消費税込)

※上記報酬表の従業員人数は、変動がある場合に報酬額に変更させて頂く場合があります。

※社会保険算定基礎届及び労働保険年度更新手続きのある月は顧問報酬を  
1ヶ月上乗せさせていただきます。

※お支払方法は、原則、口座振替とさせていただきますので予めご了承ください。

※上記報酬を基本として、お客様の労務管理状況をヒアリングし見積もりをさせていただきます。

## 助成金手続報酬

助成金の申請代行をさせていただく場合、別途報酬を頂きます。

成功報酬を原則としておりますが、助成金の種類によっては着し金をいただく場合がございます。

助成金手続代行は、原則、顧問契約のお客様のみとさせていただいておりますのでご了承ください。

報酬は以下の通りです。

項目	総合顧問契約	相談顧問契約	スポット
各種助成金申請	助成額の20%～ ※最低保証 22,000円	助成額の25%～ ※最低保証 27,500円	お引き受け不可

## 一人親方（建設業）労災保険特別加入

一人親方（建設業）労災保険特別加入ができます。

加入時手数料及び、年度更新手数料 … 各10,000円（消費税別）

年度更新手数料及び次年度保険料は毎年3月に引き落としさせていただきます。

※給付の手続きは別途スポット料金が発生します。

## 手続報酬表

項目	総合顧問契約	相談顧問契約	スポット
就業規則	100,000円～	120,000円～	150,000円～
給与規定	88,000円～	110,000円～	132,000円～
就業規則変更（条文追加変更等）	20,000円～	30,000円～	40,000円～
各種規程	50,000円～	60,000円～	70,000円～
36協定・変形労働協定、労使協定	○	各10,000円～	各20,000円～
労災死傷病報告書	○	10,000円	20,000円
労災第三者行為災害届	○	20,000円	40,000円
各種労災給付申請（※障害・遺族補償給付を除く）	○	10,000円	20,000円
労災障害補償給付申請	○	30,000円	50,000円
労災遺族補償給付申請	50,000円～	70,000円～	100,000円～
雇用保険設置・変更・廃止届	○	10,000円～	25,000円～
雇用保険資格取得届	○	3,000円/人	5,000円/人
雇用保険喪失届（離職票無し）	○	3,000円/人	5,000円/人
雇用保険喪失届（離職票有り）	○	10,000円/人	20,000円/人
雇用保険育児・介護休業給付金	○	10,000円/回	20,000円/人
雇用保険高年齢雇用継続給付金	○	10,000円/回	20,000円/人
労働保険保険関係成立届	○	10,000円～	25,000円～
労働保険単独有期事業関係書類	○	30,000円	50,000円
労働保険名称・所在地等変更届、各種届	○	10,000円	20,000円
労働保険年度更新	顧問料1ヶ月～	顧問料1ヶ月～	30,000円～
社会保険新規適用届	○	10,000円～	25,000円～
社会保険新規適用届（任意適用）	30,000円	50,000円	70,000円
社会保険被保険者資格取得届、各種届	○	3,000円/枚	5,000円/枚
社会保険報酬月額変更届（随時改定）	○	10,000円/枚	20,000円/枚
社会保険報酬月額算定基礎届（定時決定）	顧問料1ヶ月～	顧問料1ヶ月～	30,000円～
健康保険傷病手当金、その他各種申請	○	10,000円～	20,000円～
各種行政向け報告書類	別途協議		
労働社会保険各法に関する相談（面談）	○	○	30分5,000円
老齢・遺族年金の請求	20,000円～	30,000円～	40,000円～
行政監査等立会業務	○	20,000円～	対応不可

（消費税別途）

○・・・該当する顧問契約に含まれています。

※上記報酬表に記載のない業務については、別途ご相談ください。

※上記報酬は予告なく変更させて頂く場合がございます。

# 事務所概要

椎名宮崎社会保険労務士法人は、創業者の椎名慶司が個人事務所として開業して以来、50年余にわたり地域に密着した気軽に相談できる社会保険労務士事務所としてご信頼を頂いてまいりました。創業時より「お客様満足(CS)」および「従業員満足(ES)」をモットーに、そしてその前提となる「法令遵守」を常に念頭において活動しております。それぞれを追求することで“人としての成長と社会貢献”を目指していきます。

## <沿革>

1971年	現法人前身の 椎名社会保険労務士事務所設立
1975年	労働保険事務組合 中小産業労務協会を併設
2011年	事務所を法人化 現、椎名宮崎社会保険労務士法人を登記
2012年	みやざき行政書士事務所を併設
2021年	小山西支店を開設 現在に至る

## <代表プロフィール>

- 代表社員 宮崎達也
- ・特定社会保険労務士
  - ・行政書士
  - ・全国労働保険事務組合連合会  
栃木支部 支部副会長

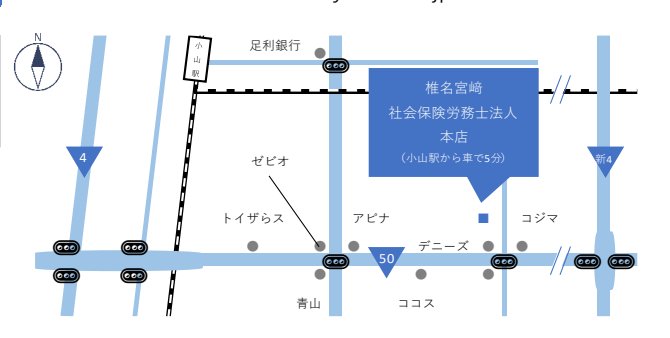
## <グループ会社>

- ・労働保険事務組合 中小産業労務協会
- ・みやざき行政書士事務所
- ・有限会社椎名事務所（生保・損保代理店）

## <アクセス>

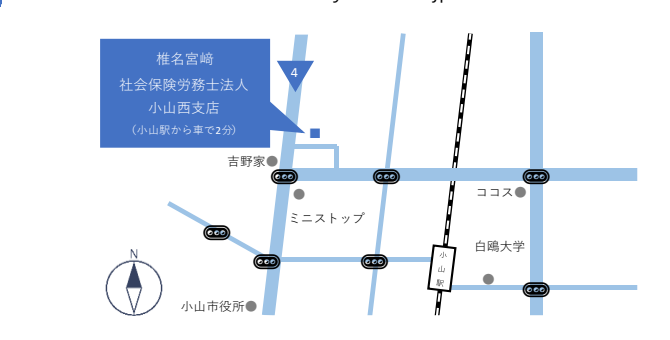
### 本社

〒323-0822 栃木県小山市駅南町4-31-12  
Tel.0285-27-6616 Fax.0285-27-6617  
E-mail main-office@siinamiyazaki.or.jp



### 小山西支店

〒323-0026 栃木県小山市本郷町2-6-32  
E-mail main-office@siinamiyazaki.or.jp



## <本店-正面玄関>



## <小山西支店-応接室>

